

第十回国会 運輸委員會議録 第五号

昭和二十六年二月十四日(水曜日)

午後一時五十九分開議

出席委員

委員長 前田 郁君

理事岡田 五郎君 理事坪内 八郎君

大西 頼夫君 尾崎 末吉君

片岡伊三郎君 黒澤富次郎君

玉置 信一君 島山 鶴吉君

前田 正男君 浦尾 君亮君

山崎 岩男君 山口シヅエ君

出席政府委員

海上保安官(海上保安庁水路部長) 須田 院次君

委員外の出席者

専門員 岩村 勝君 専門員 堀 正威君

二月十四日

委員大西頼夫君辭任につき、その補欠として橋直治君が議長の指名で委員に選任された。

二月十三日

添田線拂下げに関する請願(佐藤榮作君外四名紹介)(第五三七号)

耶馬溪鐵道を国有鐵道に移管の請願(村上勇君紹介)(第五三八号)

日田線全通促進に関する請願(村上勇君紹介)(第五三九号)

岩園、日原兩駅間に鐵道敷設の請願(佐藤榮作君紹介)(第五九二号)

大阪、大社間準急列車を石見益田まで延長等に関する請願(山本利壽君紹介)(第五九三号)

出雲今市、三次西駅間鐵道敷設の請願(山本利壽君紹介)(第五九四号)

岩園、日原兩駅間の鐵道敷設の実地測量に関する請願(山本利壽君紹介)(第五九五号)

浜松、姫路間電化促進の請願(河原伊三郎君紹介)(第六三六号)

日南鐵道敷設促進の請願(小山長規君外五名紹介)(第六三七号)

下関を基点とする関釜航路に関する請願(坂本實君紹介)(第六三八号)

日向長井、三重間鐵道敷設並びに日豊線電化の請願(小山長規君外五名紹介)(第六三九号)

大間鐵道敷設促進並びに大間港國營修築等の請願(山崎岩男君紹介)(第六四〇号)

興津港を避難港に指定の請願(森崎君紹介)(第六四一号)

宮崎、小林間鐵道敷設の請願(小山長規君外五名紹介)(第六四二号)

岩園、日原兩駅間の鐵道敷設の実地測量に関する請願(山本利壽君紹介)(第五九五号)

浜松、姫路間電化促進の請願(河原伊三郎君紹介)(第六三六号)

日南鐵道敷設促進の請願(小山長規君外五名紹介)(第六三七号)

下関を基点とする関釜航路に関する請願(坂本實君紹介)(第六三八号)

日向長井、三重間鐵道敷設並びに日豊線電化の請願(小山長規君外五名紹介)(第六三九号)

大間鐵道敷設促進並びに大間港國營修築等の請願(山崎岩男君紹介)(第六四〇号)

興津港を避難港に指定の請願(森崎君紹介)(第六四一号)

宮崎、小林間鐵道敷設の請願(小山長規君外五名紹介)(第六四二号)

米原、京都間電車化の請願(河原伊三郎君紹介)(第六四三号)

鶴ヶ坂駅に貨物取扱開始の請願(山崎岩男君紹介)(第六四四号)

大湊港修築費國庫補助の請願(山崎岩男君紹介)(第六四五号)

塩釜に燈台設置の請願(山崎岩男君紹介)(第六四六号)

横浜村南部に簡易駅設置の請願(山崎岩男君紹介)(第六四七号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

水路業務法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)等

前田委員長 これより運輸委員會議を開会いたします。

前會に引続き、水路業務法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。質疑を許します。坪内八郎君。

〇坪内委員 須田部長に簡單にお尋ねいたしますと思ひます。

この改正法律案の中に、罰則があるのだということになつておりますが、具体的にどういふふうな罰則を科するのでありますか。

〇須田政府委員 この罰則を科する條項の新しく加えたものは第六條だけあります。これはつまり國の費用とかあるいは公共団体の費用を使つて水路測量をやる場合に、海上保安庁長官の許可を受けるが、その許可を受けないでこういふことをやつた場合には罰則を適用しよう、その罰則というのは三万円を罰金を科する、そういう簡單なことでございませう。

〇坪内委員 海上保安庁以外のものを行つていふゆる水路測量にあつて、それに違反した場合は罰金三万円だといふことになりませんか、申すまでもなく罰金は前科であるし、また海上保安庁が行つて以外の水路の測量というものは、そう多くないのじやないかといふことも考えられますので、こういつた面は海上保安庁なり所管の省が、そういうことがないように啓蒙して行けばいいのではないかと思ひますが、こういつた關係において、海上保安庁以外のもので行つた水路測量が多いものであるかどうか、その点も一度お尋ねいたします。

〇須田政府委員 ただいま海上保安庁以外のもので行つた水路測量といふことが出て参りましたが、どのくらいあるかと思ひます。もつともその中には全然水路測量に關係のない面でもやる測量もありますし、船舶の航行に密接な關係のないものもあるが、それは除外例を設けて抜いております。關係のあるものだけを掲げて許可をする、こういうことになつております。

〇坪内委員 そういたしましたすと、そういう違反を犯したから、ただちに罰金三万円を科するといふのであるか、あるいは一度呼び出して説教をするとか、勧告をするとかして、それでも聞かない場合に罰金を科するのであるか、どういふふうな方法をとられますか。

〇須田政府委員 今の御質問はまことに適切なものだと思ひますが、規則があるからすぐそれにそのまま罰金を科するといふ考えは持つておりません。十分注意を與え、できれば勧告を與えて、それでもなおどうしてもそれに従わないような場合におきまして、罰則を適用したいと思ひます。

〇坪内委員 私ども國民の立場から申し上げますと、こういつた罰則の必要はむしろないといふふうに考へるのであります。適當な指導あるいは啓蒙があれば、そういうことは必要ないのではないかと考へられますので、どうぞそつういつた理解ある今の部長のお話のようなお考えで、十分適切に指導して、かつそれに従わないといふような場合にのみ、そういつた罰則の適用を受けさせるように要望しておきます。

次に私は第十回国會に提出を予定されている議員法律案についての資料を要求いたします。特に私は戦時中買収されたる鐵道の拂下げに関する法律案を提案したいので、その資料を提出されたいと思ひます。

〇前田委員長 他に質問はございせんか。なければ、ほかに鐵道輸送力の問題、その他予算に対する質問もありませんが、質問者がみなきようお見えになりましたので、きようはこれをもつて散會いたします。

午後二時五分散會

昭和二十六年二月二十二日印刷

昭和二十六年二月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所